

諮 問 第 6 2 6 号
環水大管発第 2501101 号
令和 7 年 1 月 10 日

中央環境審議会会長
高村 ゆかり 殿

環境大臣 浅尾 慶一郎
(公 印 省 略)

水道における水質基準等の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき定められる水質基準等の見直しを行うことについて、貴審議会の意見を求める。

（諮問理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号）の施行に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務については、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管されたところである。

水道法第 4 条第 2 項の規定に基づき定められる水質基準については、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について」に基づき水質基準の全面的な見直し等が行われたが、同答申では、水質基準については最新の科学的知見に基づき常に見直しが行われるべきとされたことから、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価書等に基づき、逐次見直しが行われてきたところである。

このような状況を踏まえて、引き続き水道水質管理の一層の充実・強化・合理化を図るため、水道における水質基準等の見直しについて、貴審議会の意見を求めるものである。

中環審第 1 3 5 3 号
令和 7 年 1 月 17 日

中央環境審議会
水環境・土壌農薬部会
部会長 古米 弘明 殿

中央環境審議会
会長 高村 ゆかり
(公 印 省 略)

水道における水質基準等の見直しについて（付議）

令和 7 年 1 月 10 日付け諮問第 626 号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第 5 条の規定に基づき、水環境・土壌農薬部会に付議する。